

# 環境報告書

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

平成 22 年 1 月

環境省

# 目 次

はじめに	1
環境省の組織及び職員数	2
本報告書の報告対象等	4
(1) 対象組織	4
(2) 対象期間	4
(3) 対象分野	4
(4) その他	4
環境配慮等に係る計画、取組体制等	5
(1) オフィス活動分野	5
(2) 政策分野	6
【コラム】環境省環境配慮の方針推進体制	7
環境配慮の取組の状況等（オフィス活動分野）	8
1．インプット	8
(1) 電気使用量	8
(2) 公用車使用燃料	12
(3) 用紙使用量	15
(4) 上水使用量	18
(5) グリーン購入・調達状況	22
総論	22
紙類	23
自動車等（自動車）	25
家電製品（電気冷蔵庫等）	28
2．循環利用・アウトプット	29
(1) 温室効果ガス排出量	29
【コラム】環境省関連施設における環境に配慮した整備	33
(2) 廃棄物排出量	34
(3) 中水循環量，総排水量	38
(4) 大気環境への負荷の低減	39
3．社会的取組	41
環境省職員の環境保全活動への参加	41
【コラム】現場体験を通じた環境省の職員研修	41
環境施策の状況（政策分野）	42
<u>平成20年度事後評価（政策評価）の概要</u>	42

## はじめに

本報告書は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づき、環境省が公表する「環境配慮等の状況」についての報告書です。

「環境配慮等の状況」とは、環境配慮促進法に「環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況」と定義されていますが、環境省には、これらの活動に関する具体的な方針に相当するものとして、第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）に基づき定めている環境省環境配慮の方針（平成 14 年 11 月 25 日環境大臣決定。以下「環境配慮方針」という。）（[http://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/hairyo/hairyo.html](http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyo/hairyo.html)）があります。環境配慮方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、事業者としての環境配慮の方針（平成 13 年 11 月 1 日環境大臣決定、平成 20 年 6 月 18 日全部改正環境大臣決定。以下「事業者方針」という。）（<http://www.env.go.jp/info/manage/hosin.html>）を定め、環境省環境マネジメントシステム（平成 14 年 7 月 ISO14001 認証取得）において目標を設定し、その取組を推進しています。また、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系をもとに評価を行っています（平成 20 年度環境省政策評価実施計画については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20/keikaku.html>、環境省施策体系については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20/taikei.pdf>）。なお、政府全体の環境施策の内容、実施状況等については、環境白書において毎年公表しています（平成 21 年版環境白書については <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h21/index.html>）。

環境配慮方針については、同方針の「 配慮の方針推進システム（環境管理システム）」に基づき、同方針の実施状況について、平成 15 年（平成 14 年度分）以降、毎年、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施してきました。平成 19 年（平成 18 年度分）までの 5 年間については、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました。

昨年（平成 20 年（平成 19 年度分））からは、環境配慮等の状況を、環境配慮促進法に基づき特定事業者に作成及び公表が義務づけられている環境報告書と同様の充実した内容とし、また、オフィス活動分野については、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）等に基づき環境省が実施しているグリーン購入の状況、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき策定されている政府実行計画（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定。以下単に「政府実行計画」という。）等に基づき環境省が実施している温室効果ガスの排出量の削減等の状況等も盛り込むこととして、全面的に見直し、環境報告書として公表することとしました（平成 19 年度分については [http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/article6/honbun\\_h19.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/article6/honbun_h19.pdf)）。このような形で公表するのは、今回が 2 回目となります。

なお、2020 年に温室効果ガスを 1990 年比で 25 %削減するとの目標等を踏まえて、環境省では今後、環境省の環境配慮のさらなる強化・充実に向けて取り組むこととします。

## 環境省の組織及び職員数

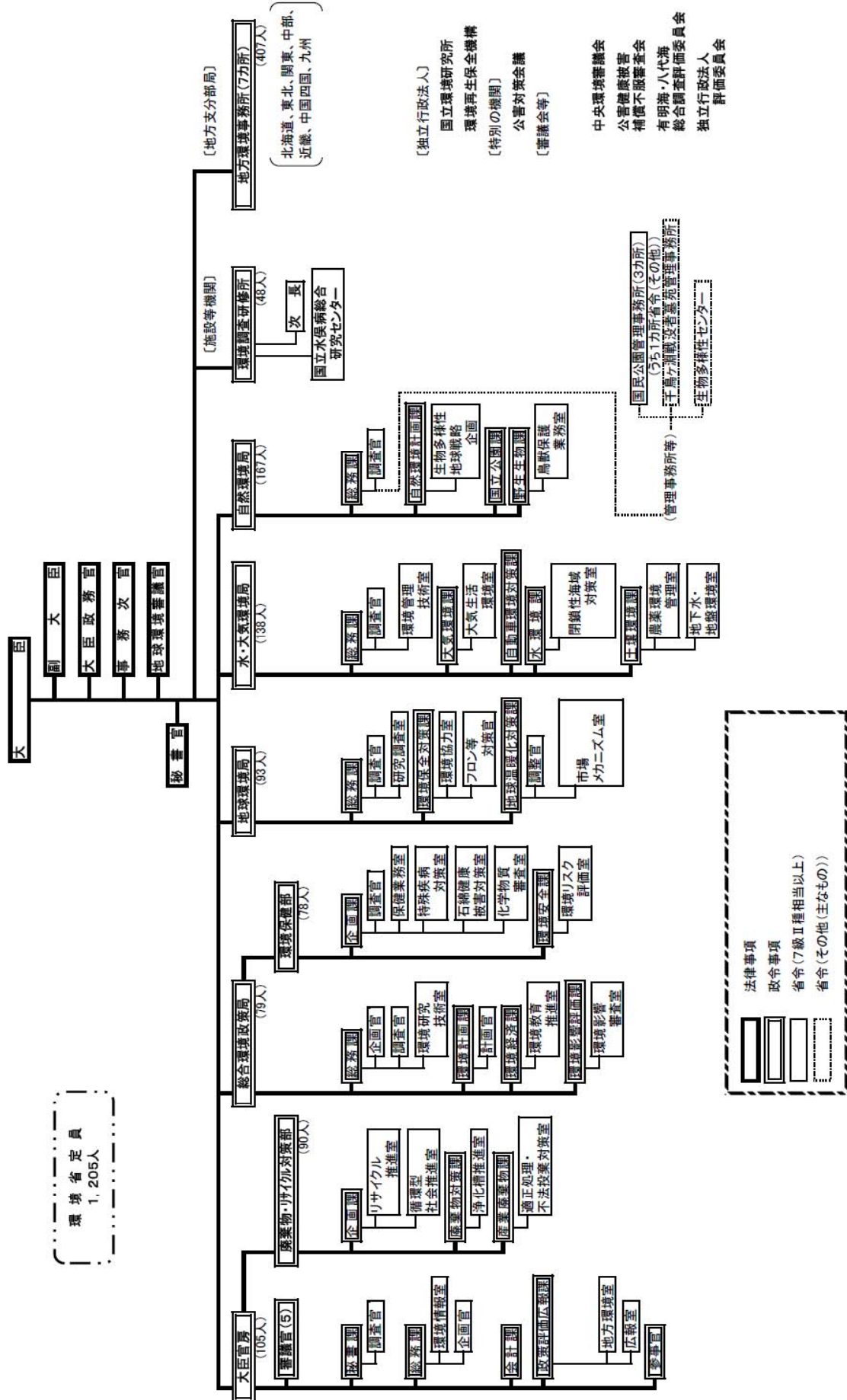
環境省は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）に規定する「省」であり、環境省設置法（平成 11 年法律第 101 号）に基づき設置されています。その任務は、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を図ること」です。

環境省の組織については、環境省設置法、環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）等に定められており、具体的には、以下のような組織で構成されています。

- ・ 内部部局 ... 大臣官房、総合環境政策局、地球環境局、水・大気環境局及び自然環境局（大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局に環境保健部を設置）
- ・ 審議会等 ... 中央環境審議会、公害健康被害補償不服審査会、有明海・八代海総合調査評価委員会、独立行政法人評価委員会、臨時水俣病認定審査会
- ・ 施設等機関 ... 環境調査研修所  
（環境調査研修所に国立水俣病総合研究センターを設置）
- ・ 特別の機関 ... 公害対策会議（環境大臣を会長とし、関係行政機関の長から構成され、公害防止計画の策定の指示及び同意に係る審議等を行う会議）
- ・ 地方支分部局 ... 地方環境事務所  
（7 箇所：北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
- ・ 地方環境事務所の事務を分掌する機関として自然環境事務所、自然保護官事務所等が設置されています。
- ・ 環境省本省の内部部局には、本省庁舎組織（第 5 号合同庁舎（千代田区霞が関 1-2-2）にある環境省の組織をいう。以下同じ。）のほかに、国民公園管理事務所（国民公園は、皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の 3 箇所）、千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所及び生物多様性センターがあります。

各組織の職員数と併せて整理すると、次頁のとおりとなります。

# 環境省 機構図 (平成20年度末)



(1) 対象組織

本報告書では、環境省全体を対象とすることを原則としますが、各種目標の設定状況等も踏まえ、本省庁舎組織のみを対象とする部分もあります。

(2) 対象期間

本報告書は、平成 20 年度末までの実績を対象としていますが、さらに詳しい取組等については、平成 21 年 12 月までのものについても記載しています。

(3) 対象分野

本報告書に記載する環境配慮等の状況は、環境的側面を中心としていますが、一部、社会的側面についても記載しています。

(4) その他

本報告書は、環境配慮促進法第 6 条に基づき公表する環境配慮等の状況です。  
また、本報告書は、

- ・ 環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして(2007 年度版)(平成 19 年 6 月 環境省)(<http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/>)
- ・ 環境報告書の記載事項等の手引き(第 2 版)(平成 19 年 11 月 環境省)([http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/tebiki\\_2nd-ed.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki_2nd-ed.pdf))

に準拠して作成しています。

「はじめに」で記したとおり、環境配慮方針においては、具体的な環境配慮のための活動を、大きくオフィス活動分野と政策分野に分け、前者については、グリーン購入法や政府実行計画の適切な実施に努めるため、本省庁舎組織の活動を対象に事業者方針を定め、環境省環境マネジメントシステムにおいて目標を設定し、その取組を推進し、後者については、毎年度定める環境省政策評価実施計画及び同計画の中に位置付けられる環境省施策体系をもとに評価を行っています。

### (1) オフィス活動分野

環境省の環境マネジメントシステムは、平成 14 年 7 月、ISO14001 の認証を取得しています。同システムとして、環境省では、事業者方針を定めるとともに、環境省環境マネジメントシステム設置要綱及び同運営要綱を定めています。

環境マネジメントシステム運営要綱では、内部監査について規定しており、環境マネジメントシステムが ISO14001 の要求事項に適合しているか否か、同システムが適切に実施され、維持されているか否かについての内部監査を年に 1 回に実施することとしています。具体的には、内部監査実施要領を策定し、毎年度、年間実施計画を定め、各年度の内部監査を行っています。

また、毎年、環境マネジメントシステムの「目的、目標及び実施計画」を定めており、目的及び目標の達成状況について、「環境マネジメントプログラムの達成状況」として公表しています。

グリーン購入については、グリーン購入法に基づき定められている環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下、「グリーン購入法基本方針」という。）において、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準等が定められており、環境省では、毎年度、グリーン購入法基本方針に即して環境省調達方針を作成し、同方針に従って、環境物品等の調達を行うとともに、調達の実績の概要を取りまとめ、公表しています。

温室効果ガスの排出量の削減等については、環境省は、政府実行計画に基づき、環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成 19 年 10 月 12 日環境省。以下「環境省実施計画」という。）を策定しており、同計画に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に資する様々な取組を実施しています。また、政府実行計画に基づき地球温暖化対策推進本部幹事会が毎年行っている同計画の推進・点検に際し、環境省における温室効果ガスの総排出量、取組項目ごとの進捗状況等も公表されています。

## (2) 政策分野

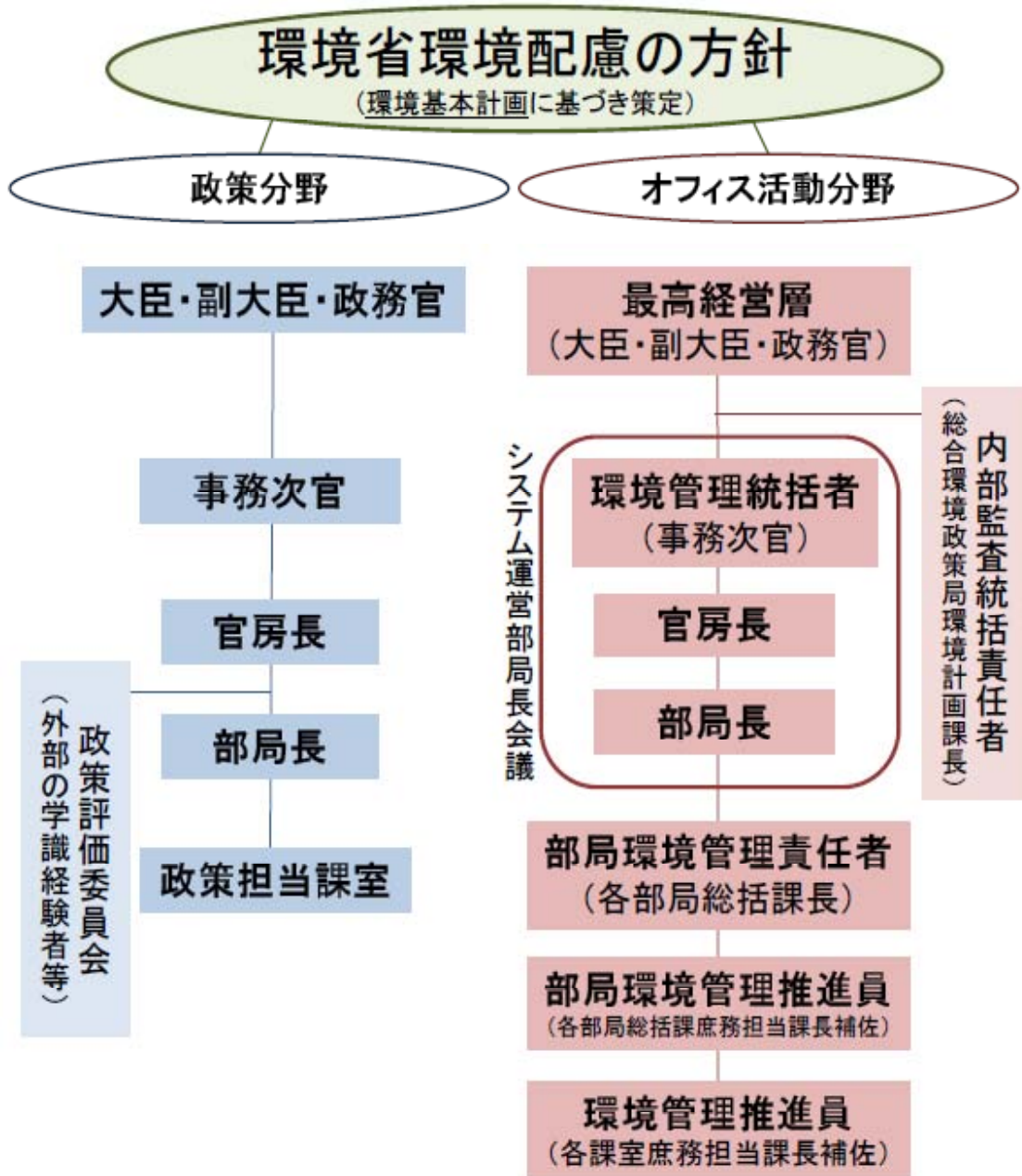
行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき、政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針を定めています。環境省では、環境省の所掌に係る政策について、当該基本方針に基づく環境省政策評価基本計画（平成 14 年 4 月 1 日決定、平成 18 年 4 月 1 日改定、平成 20 年 4 月 1 日改定）を定めており、また、毎年、事後評価について定める環境省政策評価実施計画を策定しています。同計画では、環境省が行う政策、具体的には、同計画の別添として定められる環境省施策体系に掲げる施策を対象として、事後評価を行うこととしています（平成 20 年度環境省政策評価実施計画については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20/keikaku.html>、環境省施策体系については <http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20/taikei.pdf>）。なお、評価結果の取りまとめに当たっては、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得るほか、広く国民の意見を聴くこととしています。

以下では、これらの枠組みを踏まえつつ、環境配慮の取組の状況等及び環境施策の状況について記します。



【コラム】 環境省環境配慮の方針推進体制

環境省では、環境配慮方針のうち、オフィス活動分野については、「環境省環境マネジメントシステム設置要綱」において、政策分野については、「環境省政策評価基本計画」の「11.その他政策評価の実施に関する重要事項」において、それぞれ実施体制・組織を定めています。下図は、環境配慮方針の推進体制の概略を示したものです。



## 環境配慮の取組の状況等（オフィス活動分野）

### 1. インプット

#### (1) 電気使用量

##### 【目標】

電気使用量については、政府実行計画において、「事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、環境省の電気使用量のさらなる削減を図ることとしています。

本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成20年度及び平成21年度目的、目標及び実施計画」において、「事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で70%以下とする」ことを掲げ、その具体的目標として、「電気使用量を平成13年度比で70%以下とする」ことを掲げています。

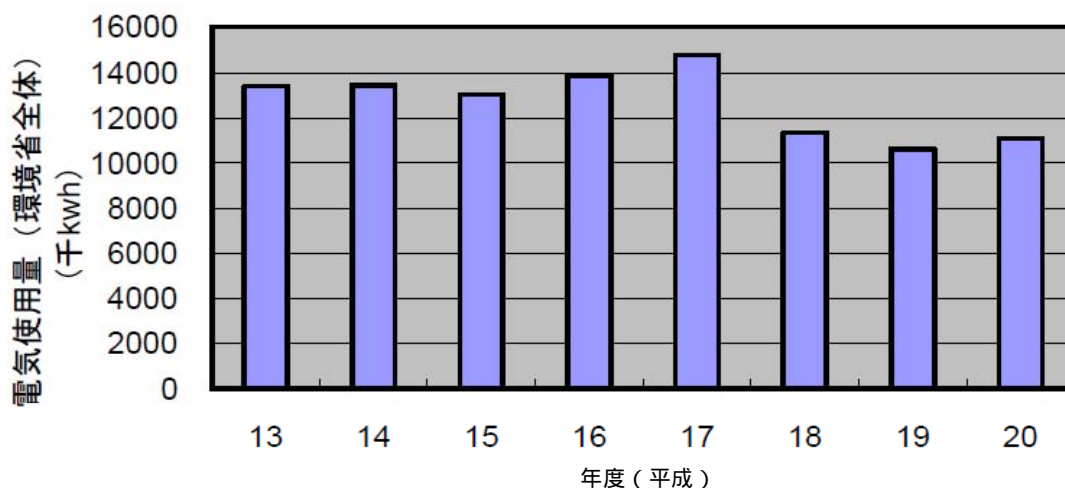
##### 【実績】

過去の電気使用量及び事務所の単位面積当たり電気使用量は、以下のとおりとなっています。なお、本省庁舎組織の実績については、本省庁舎組織を対象としている環境マネジメントシステムにおける基準と同様に、LAN機器・照明・室内コンセントの電気使用量の合計値となっています。

（注）電気使用量については、一部を除き、床面積割合による按分方式で算出しています（例：本省庁舎組織については、第5号合同庁舎全体の使用量を、環境省の占める床面積割合で按分し算出）。

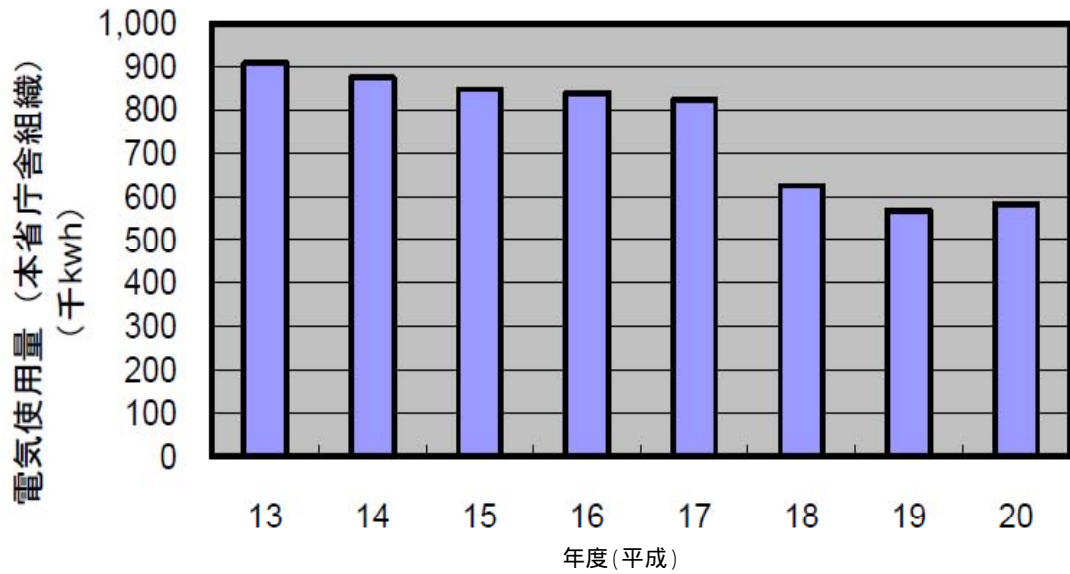
< 電気使用量 >（環境省全体）(kWh)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
電気使用量	13,418,076	13,454,064	13,060,294	13,871,999	14,761,923	11,392,100	10,628,945	11,121,515



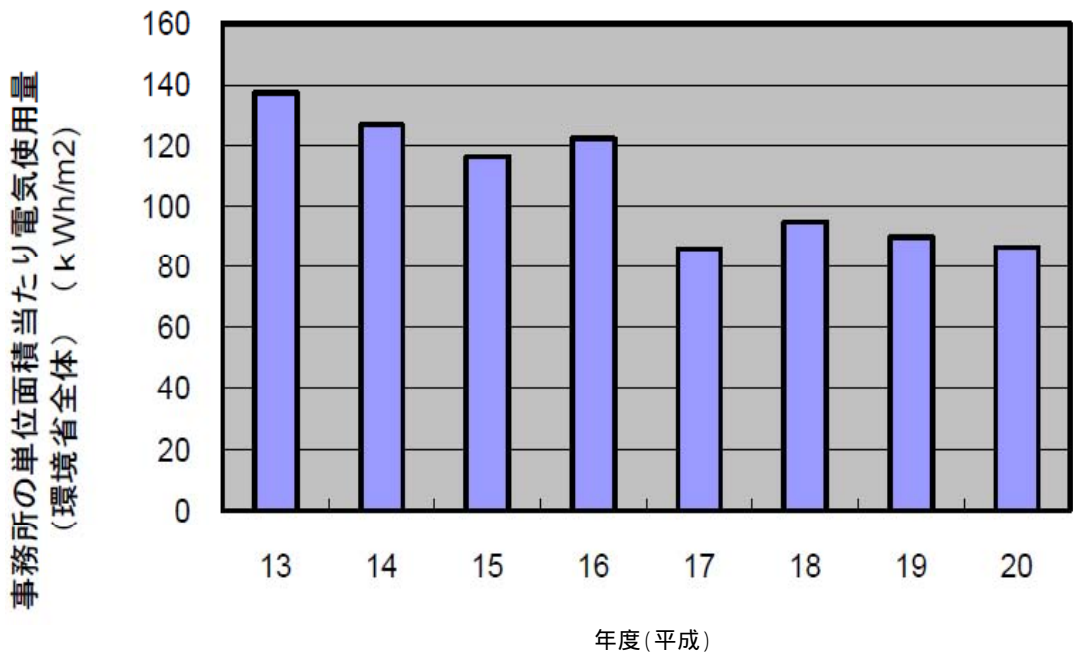
< 電気使用量 > (本省庁舎組織)(kWh)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
電気使用量	908,622	875,127	848,426	840,511	823,859	624,857	567,560	581,997



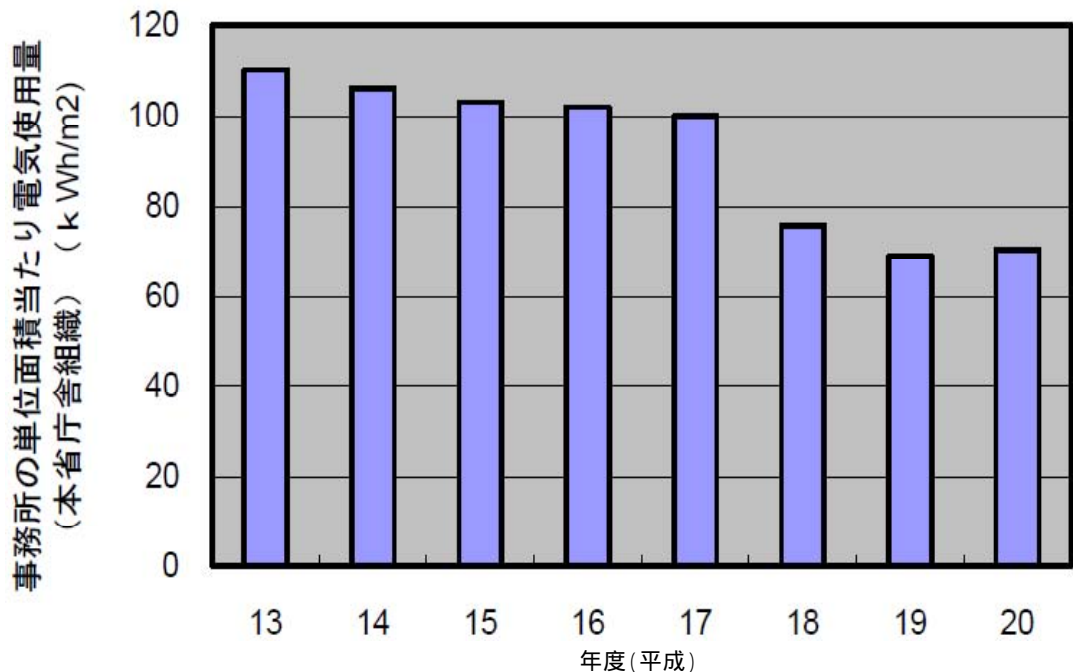
< 事務所の単位面積当たり電気使用量 > (環境省全体)(kWh/m<sup>2</sup>)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
事務所の単位面積当たり電気使用量	137.4	126.9	116.2	122.1	85.8	94.8	89.7	86.5



< 事務所の単位面積当たり電気使用量 > (本省庁舎組織)(kWh/m<sup>2</sup>)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
事務所の単位面積当たり電気使用量	110.3	106.2	103.0	102.0	100.0	75.8	68.9	70.4



環境省全体を対象とした平成 20 年度の事務所の単位面積当たり電気使用量は、平成 13 年度比で 63.0 %となっており、「事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90 %以下にする」という目標に向けて、順調に推移しています。

本省庁舎組織を対象とした平成 20 年度の電気使用量は、平成 19 年度に比べると増加傾向にあるものの、平成 13 年度比で 64.1 %となっており、「電気使用量を平成 13 年度比で 70 %以下とする。」は達成されています。また、本省庁舎組織を対象とした平成 20 年度の事務所の単位面積当たり電気使用量は、平成 19 年度に比べると増加しているものの、平成 13 年度比で 63.8 %となっており、「事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」についても達成されています。

## 【 電気使用量の削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。

- ・ OA 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きい OA 機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量抑制対策を講じる。
- ・ 夏期における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬期における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など、冷暖房効果が上がる方策を徹底する。  
等

グリーン購入法基本方針において、OA 機器、家電製品等は電気使用量の削減に関する観点から判断の基準が定められています。環境省では、これらの物品等について、環境省調達方針に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進めます。

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においても、「OA 機器の節電を励行する」こと、「電灯、電気機器の節電を励行する」こと、また、「地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する」ことについて掲げています。

環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、電気使用量の削減を進めてまいります。